

# 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業

厚生労働省 医政局歯科保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 歯科衛生士について①

- 令和2年の歯科衛生士免許を有する者は約30万人で、その殆どが女性
- このうち、就業している歯科衛生士は約14万人であり、残りの約16万人は未就業
- 就業場所別では、診療所が約90%、病院は約5%

就業場所別にみた就業歯科衛生士【令和2年】

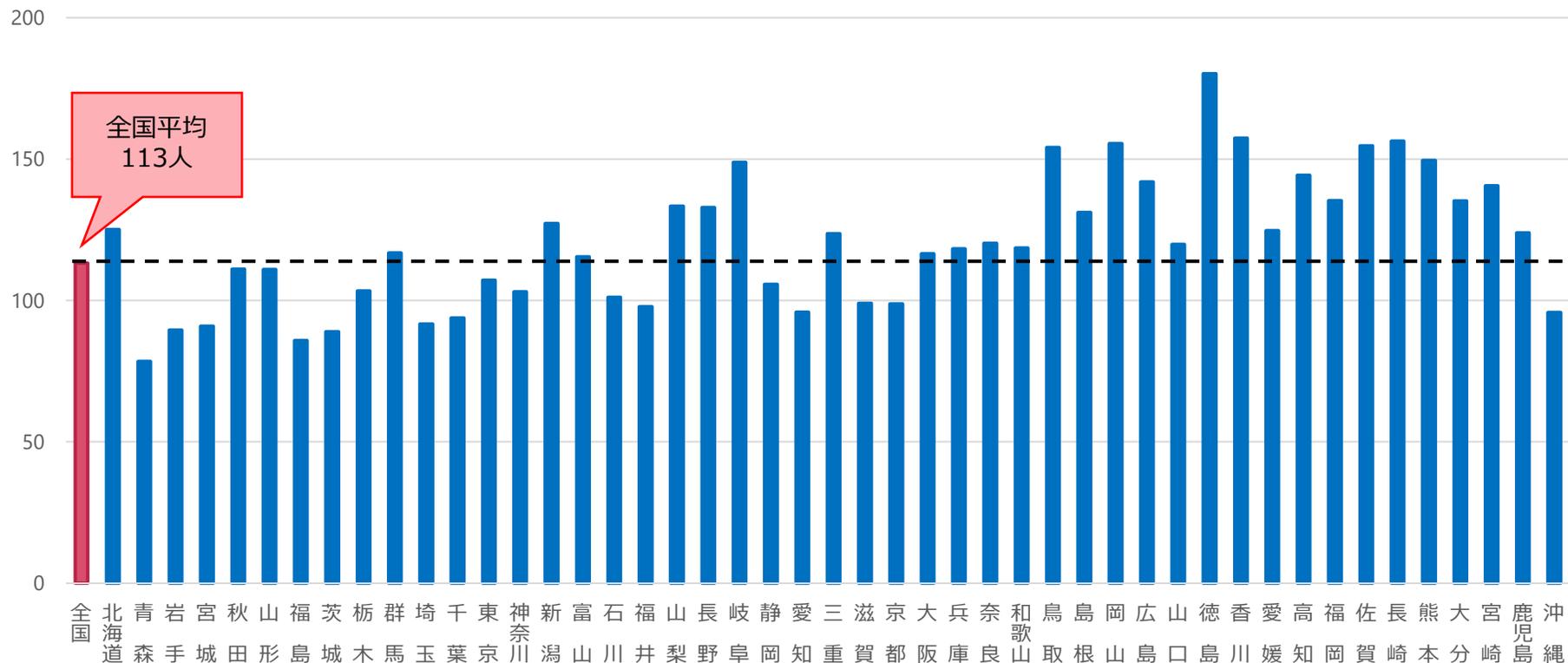
	歯科衛生士（人）	構成割合（%）
総数	142,760	100.0
診療所	129,758	90.9
病院	7,029	4.9
その他	5,973	4.2

## 歯科衛生士について②

- 都道府県別に見ると、多少の差はあるが、人口10万対歯科衛生士数に一定の傾向は認められない。

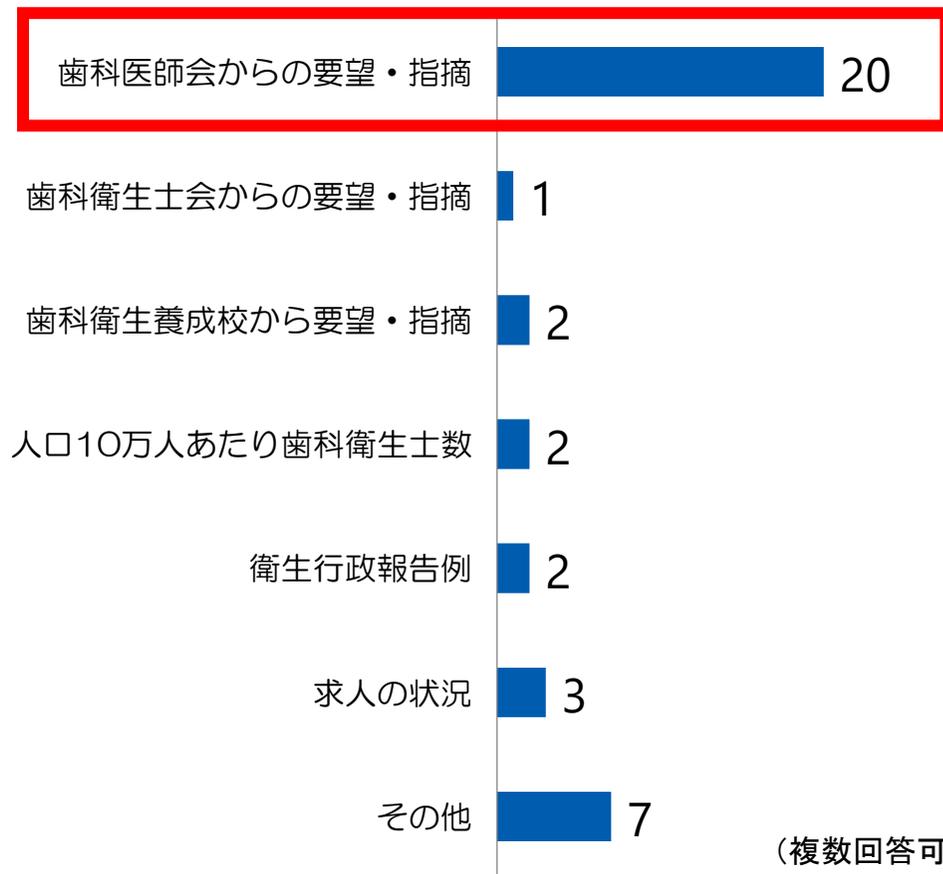
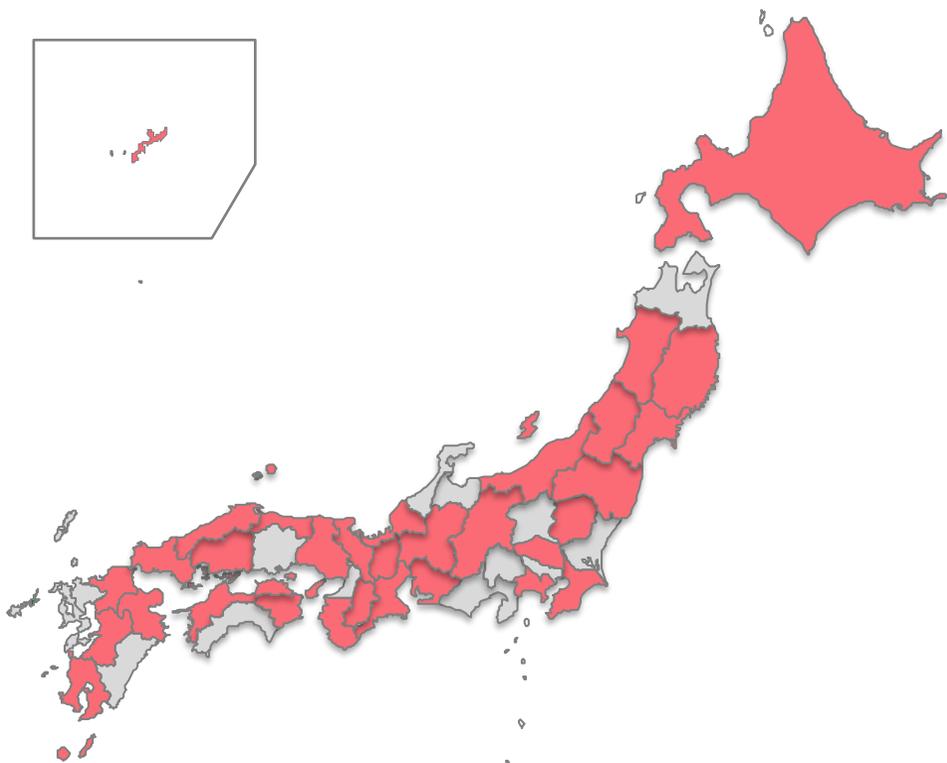
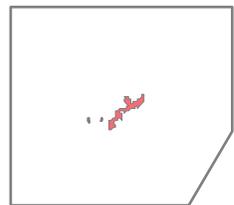
(単位:人)

人口10万対歯科衛生士数



# 貴自治体で歯科衛生士が不足していると思うか

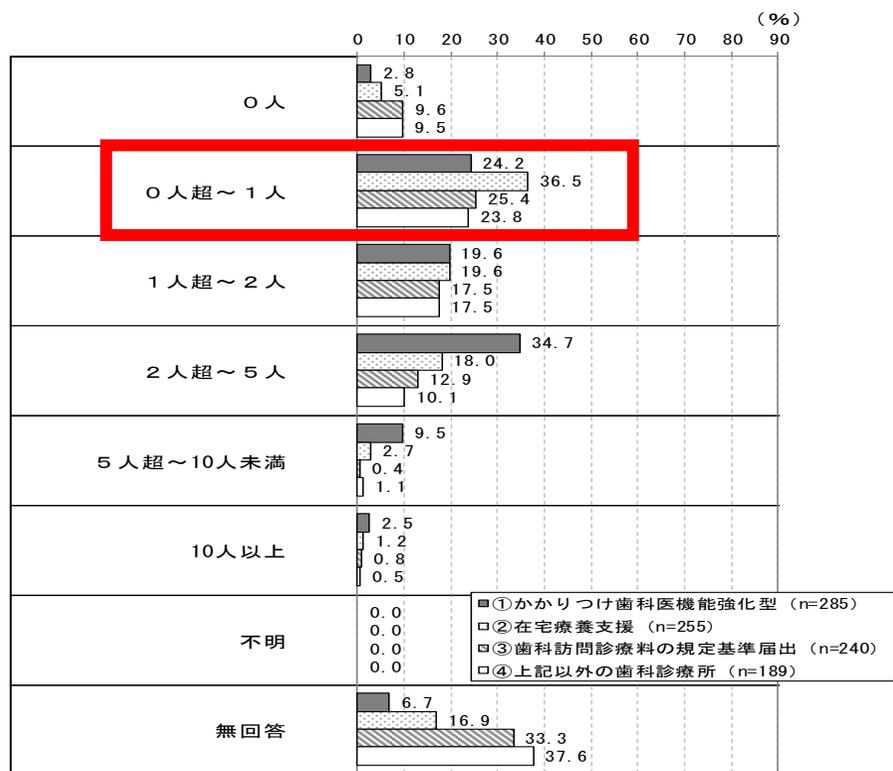
- 都市部、非都市部を問わず、7割の都道府県が、歯科衛生士が不足していると回答（33/47）。
- 歯科医師会からの要望・指摘により不足と判断した都道府県が多かった。



# 歯科医療機関における歯科衛生士について

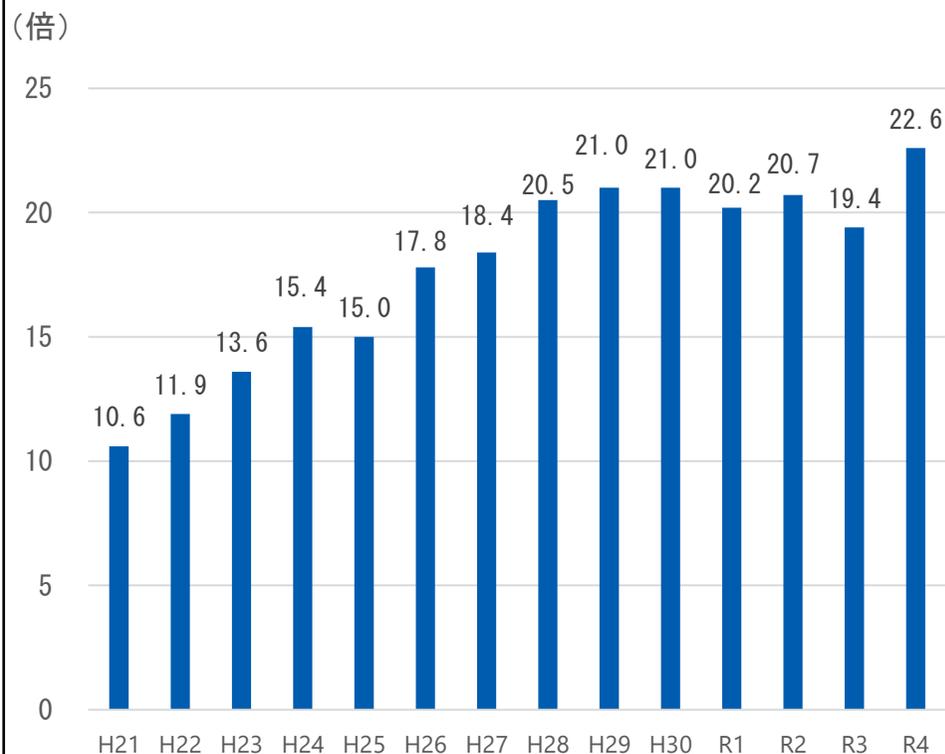
- 歯科医療機関の歯科衛生士数は、「0人超～1人」が多い。
- 求人倍率は増加傾向にある。

## 歯科医療機関の歯科衛生士数



出典：令和元年12月、医療課調べ  
(か強診550施設、支援診550施設、その他の歯科診療所550施設に対してアンケート調査)

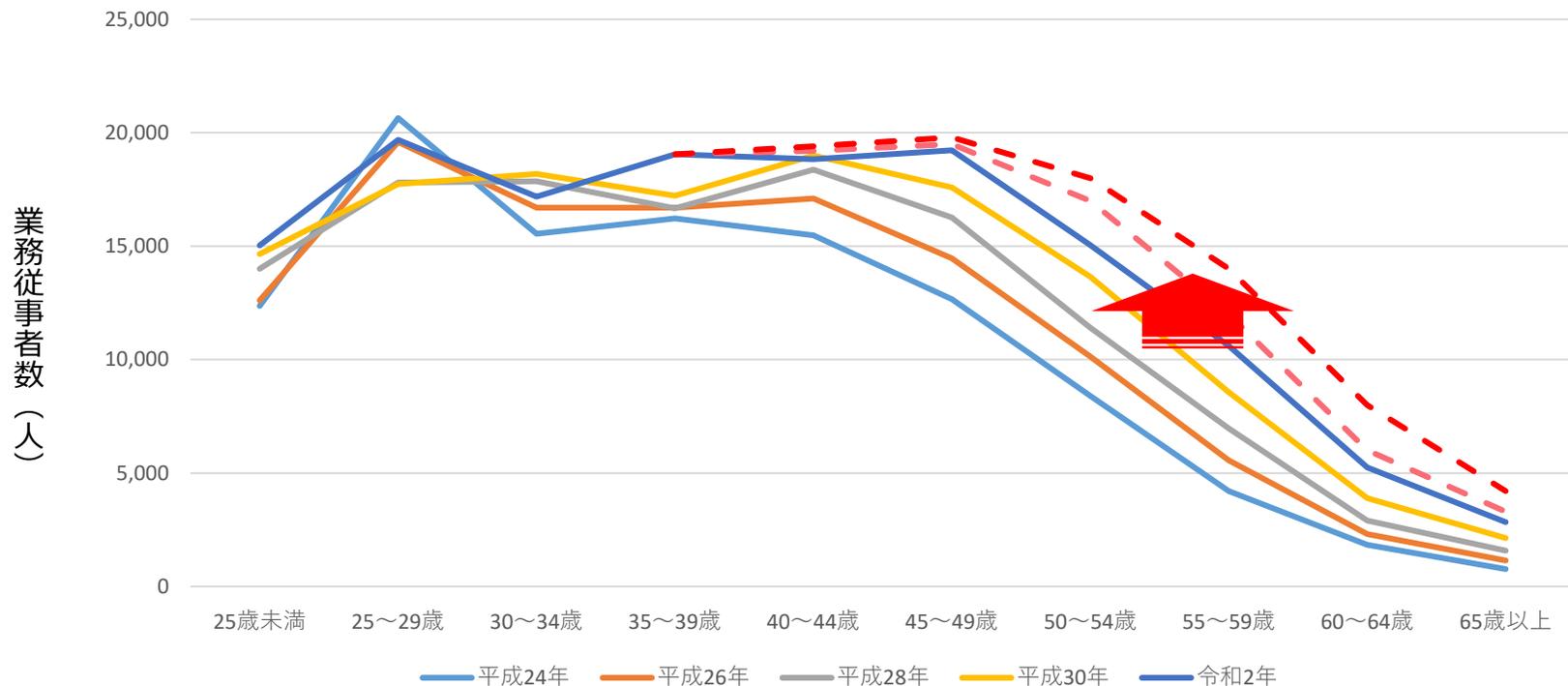
## 歯科衛生士の求人倍率



出典：：歯科衛生士教育に関する現状調査の結果報告  
(一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会)

# 就業歯科衛生士（年齢階級別）の年次推移

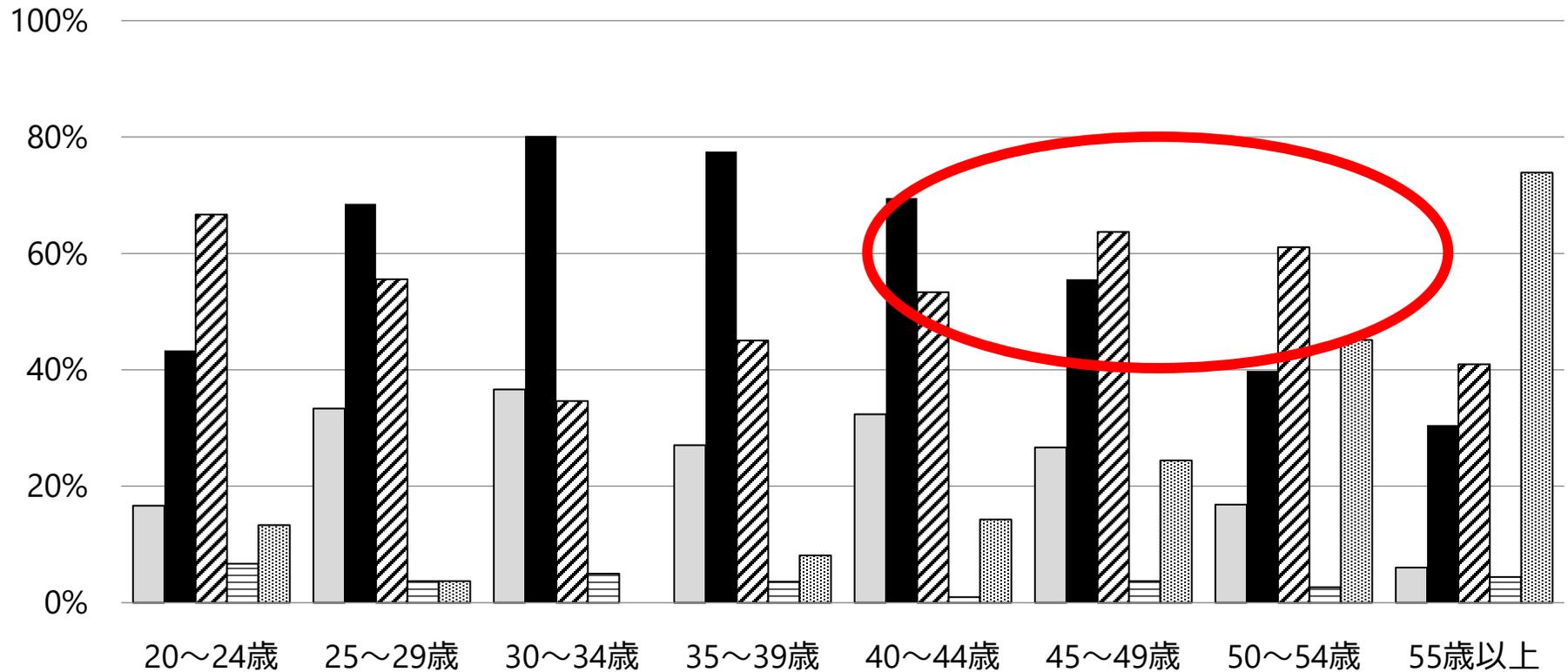
○ 40代の復職を支援することで、今後の50歳以上の減少を緩やかに。



年齢	25歳未満	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	業務従事者数合計
平成24年	12,369	20,650	15,546	16,226	15,478	12,664	8,396	4,199	1,833	762	108,123
平成26年	12,614	19,587	16,693	16,701	17,104	14,461	10,131	5,557	2,306	1,145	116,299
平成28年	13,996	17,807	17,865	16,673	18,371	16,267	11,400	6,971	2,900	1,581	123,831
平成30年	14,654	17,737	18,190	17,220	18,992	17,586	13,654	8,565	3,894	2,137	132,629
令和2年	15,025	19,688	17,182	19,047	18,840	19,232	15,051	10,608	5,251	2,836	142,760

# 再就職する際の障害の内容（複数回答）

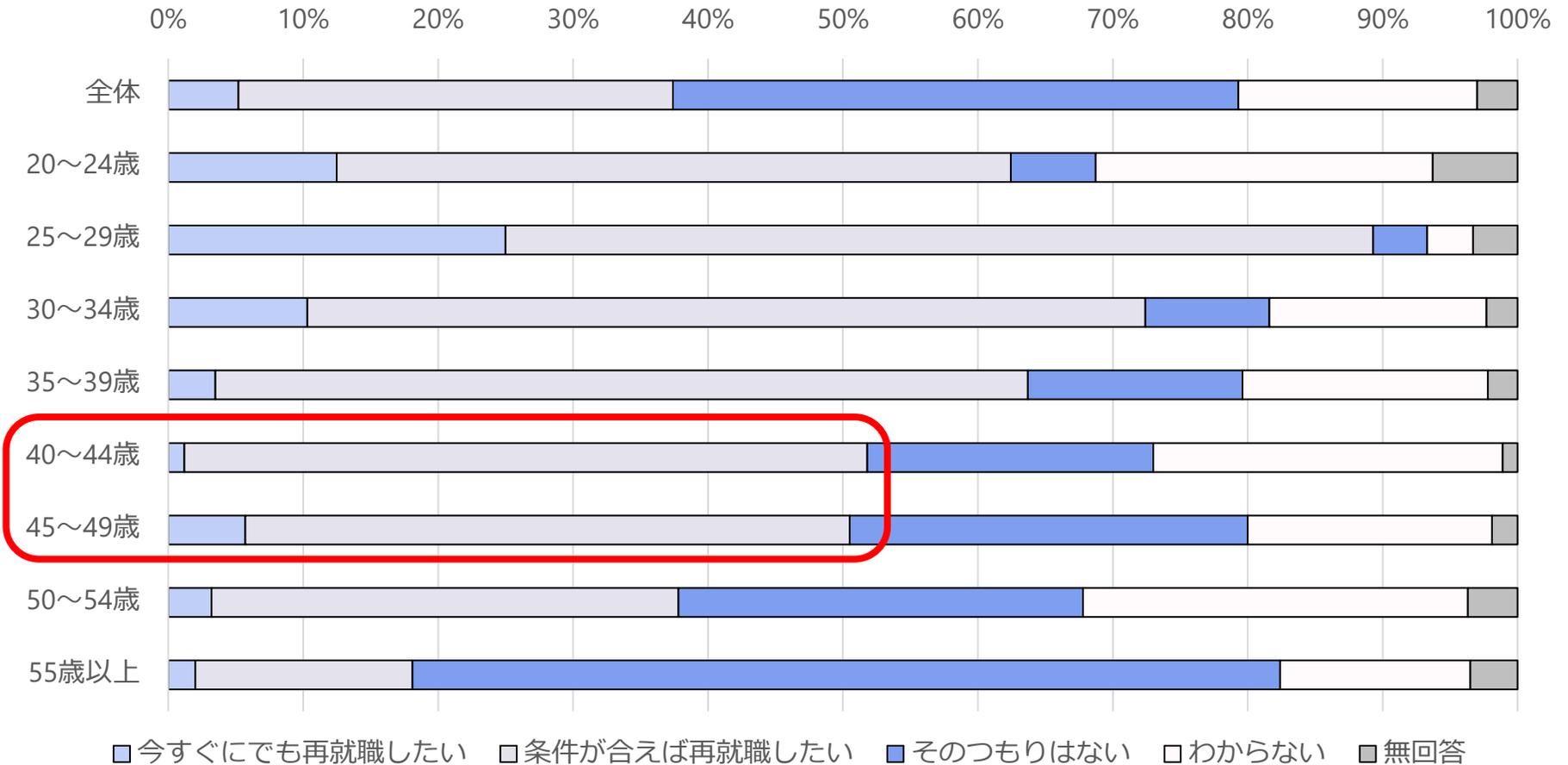
○ 40代後半以降は「自分のスキル」が最も多い。



□ 給与・待遇の面 ■ 勤務時間 **▨ 自分のスキル** □ 相談窓口がない □ 高齢のため

# 非就業歯科衛生士における再就職の意向（年齢階級別）

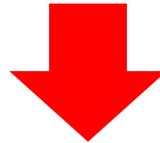
○ 40代では、50%以上が再就職したいと考えている。



(n = 1063)

## 事業の背景

- 令和2年の歯科衛生士免許を有する者は約30万人で、その殆どが女性である。このうち、就業している歯科衛生士が約14万人であり、残りの約16万人が未就業となっている。
- 都道府県別に見ると多少の差はあるが、人口10万対歯科衛生士数に一定の傾向は認められない。また都市部、非都市部を問わず、7割の都道府県が、歯科衛生士が不足している認識。
- 歯科医療機関における歯科衛生士数は「0人超～1人」が多く、このような状況下、求人倍率は平成21年度以降増加傾向にある状況。
- 離職している40代の5割以上の方に再就職の意欲があるものの、復職の障害として「自分のスキル」が多く挙げられている。



歯科衛生士の技能向上には診療台やマネキン等の特殊な設備や指導者も必要であることから、個人で訓練を実施することは困難。

- これらを踏まえ、技術訓練の場の提供と指導者の養成を行い、40代の復職に障害となる技能面の不安の解消を支援し、今後の50歳以上就業者数の減少を緩やかにすることで就業歯科衛生士数を底上げすることが重要。

# 事業の概要

## ① 歯科衛生士技術修練部門

○就業中または復職を希望する歯科衛生士を対象に、研修・実習を実施

### 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業

### 歯科衛生士技術修練部門運営事業



#### 【実施主体：公募により選定（教育機関等）】

- 歯科衛生士の復職支援等に必要な設備（歯科用ユニット、マネキン、模型等）を整備
- 就業中または復職を希望する歯科衛生士への研修を実施
- 研修内容にはシミュレータ・模型を用いた実習や実際の患者に対する実習を含む

**座学（eラーニング） + 基礎実習 + 臨床実習形式**

#### ➢運営会議の設置

- ・円滑な運営のため関係者による運営会議を定期的を開催する
- ・歯科復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業を実施する団体（令和5年度は日本歯科衛生士会）が開催する運営協議会に出席し、連携をとりながら本事業を実施する
- ・技術修練を実施することにより、歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し、事業評価を行う

# 事業の概要

## ② 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修

○復職支援の中核となる研修指導者や臨床実地指導者の育成を目的に、研修会やワークショップを開催

### 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業

【実施主体：公募により選定（団体等）】

- ▶ 「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」を実践できる、復職支援の中核となる研修指導者や臨床実地指導者等の育成を目的とし、研修会やワークショップを全国各地で開催

座学＋ワークショップ形式

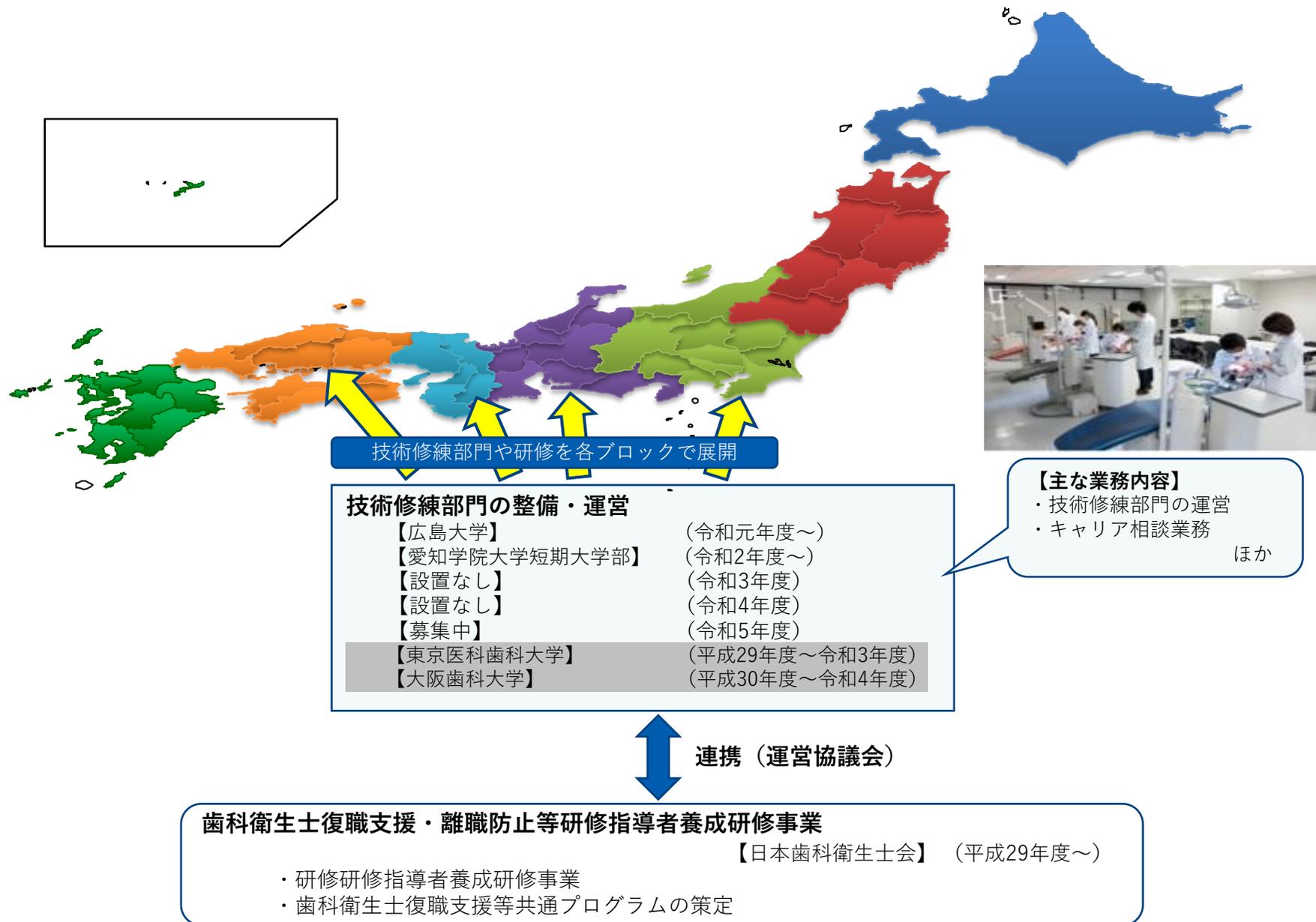
- ▶ 前年度までの活用状況を踏まえ、「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」を必要に応じて見直し、周知を実施
- ▶ 歯科衛生士技術修練部門を実施する団体と定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施



全国共通プログラム



# 歯科衛生士の人材確保・復職支援体制イメージ



## 事業の現状と課題

- 歯科衛生士の不足に対して、研修等の取り組みが全国に横展開されることを期待して、平成29年度より地域における拠点として研修施設を毎年1箇所ずつ整備することを目標としてきた。研修施設の整備に関して、令和3年度、4年度と新規の応募がなく新規整備を行えず、予算の執行率が低下しており、事業改善のための方策が十分に取れていなかった。
- 一方で、上記研修の充実だけでなく横展開の支援の観点から、都道府県等が研修等の取り組みを行う際の指導者を養成するため、指導者養成研修を実施してきた。
- 事業を分析し、課題の抽出を行ったところ、本事業の実施要綱に定める技術修練を行う教育機関の体制整備について、ハードルが高かったこと等が要因として考えられ、事業内容、周知方法等について検討を行う必要があること、また、本事業が復職支援・離職防止に資するかどうかを適切に評価できていなかったことが問題点として抽出された。
- 加えて、国、都道府県、関係団体、教育機関等の役割やそれら資源の活用方法についても十分に検討できていなかった。

## ① 歯科衛生士技術修練部門

○ 就業中または復職を希望する歯科衛生士を対象に、研修・実習を実施

**論点Ⅰ：成果実績が歯科衛生士の復職支援・離職防止の成果目標に見合ったものであるか、また、現在の成果指標が適切であるか検証する必要がある。**

**論点Ⅱ：整備した設備や体制等が歯科衛生士の復職支援・離職防止のために十分に活用されているか検証する必要がある。**

- 
- 技術修練の機会を提供し、歯科衛生士の業務習得・再習得、業務に関する不安解消に寄与することで、現在離職中の歯科衛生士の復職支援、離職防止につながると考え、利用者数を成果指標としていた。
  - しかし、実際に利用者が復職したか、離職していないかの評価が出来ていないため、受講者にアンケートを実施し、利用前後での就業状況の変化として就業者数の変化の評価を行うことを検討する。また、定着しているかの評価のため、1年後に再度就業状況の調査を行うことも検討する。
  - 併せて、事業の趣旨や重要性について理解を得るため、教育機関等への周知をするとともに、本事業で得られた知見を都道府県や関係団体等に広く情報共有し、取り組みの横展開を図る方法を検討する。
  - また、事業をより復職支援・離職防止に資するものとするため、何が課題となっているか等の調査を行い、国、都道府県、関係団体、教育機関等、各々の役割を踏まえて、必要に応じて事業内容の見直しを行うことも検討する。

## ② 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修

- 復職支援の中核となる研修指導者や臨床実地指導者の育成を目的に、研修会やワークショップを開催

### **論点 I : 成果実績が歯科衛生士の復職支援・離職防止の成果目標に見合ったものであるか、また、現在の成果指標が適切であるか検証する必要がある。**

- 学生や新人歯科衛生士等の指導を行う立場の歯科衛生士を対象に指導者養成研修を行うことで、より効果的、効率的な教育、指導が可能となり、技術修練部門や実際の教育、医療の現場における教育・指導の質の向上につながると考えられること、
- 都道府県等が研修等の取組等を行う際の指導者養成等につながると考えられること、

これらのことから、安定して研修受講者を受け入れることが歯科衛生士確保につながると考え、受講者数を成果指標としていた。

しかし、受講だけでなく、受講者が研修で習得したことを実際の教育・指導の現場で活用して初めて復職支援・離職防止につながると考える。受講者にアンケートを行い、研修内容の活用状況の評価を行うことを検討する。

## < 参考資料 >

厚生労働省 医政局歯科保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 診療報酬における歯科衛生士に係る評価

- 診療報酬の施設基準において、歯科衛生士の配置を位置づけているものがある。
- 診療報酬において、歯科衛生士による実地指導や口腔清掃等を評価している。

## 歯科衛生士の配置を位置づけている施設基準

### ■ 歯科衛生士が一名以上配置されていること。

- ・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・ 在宅療養支援歯科診療所

### ■ 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されていること。

- ・ 歯科外来診療環境体制加算 1
- ・ 歯科外来診療環境体制加算 2
- ・ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所
- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 在宅患者歯科治療時医療管理料

## 歯科衛生士による実地指導等を評価している項目

### ◆ 歯科衛生士による実地指導を評価

- ・ 歯科衛生実地指導料
- ・ 訪問歯科衛生指導料

### ◆ 歯科衛生士の歯科訪問診療への同行及び診療の補助を評価

- ・ 歯科訪問診療補助加算

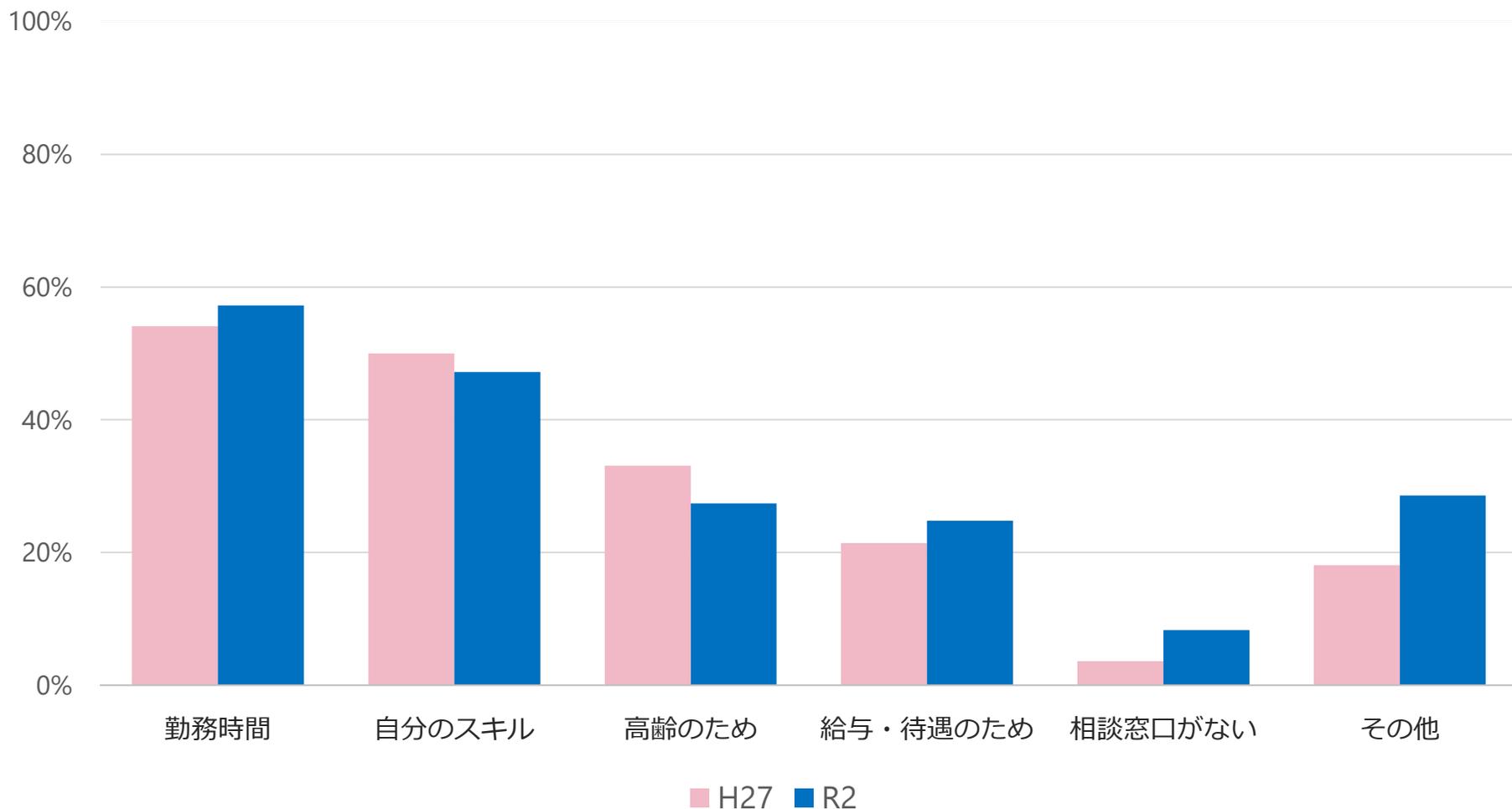
### ◆ 歯科衛生士による口腔清掃等を評価

- ・ 周術期等専門的口腔衛生処置 1
- ・ 在宅等療養患者専門的口腔衛生処置

※ いずれの場合も、実施に際しては歯科医師の指示が必要。

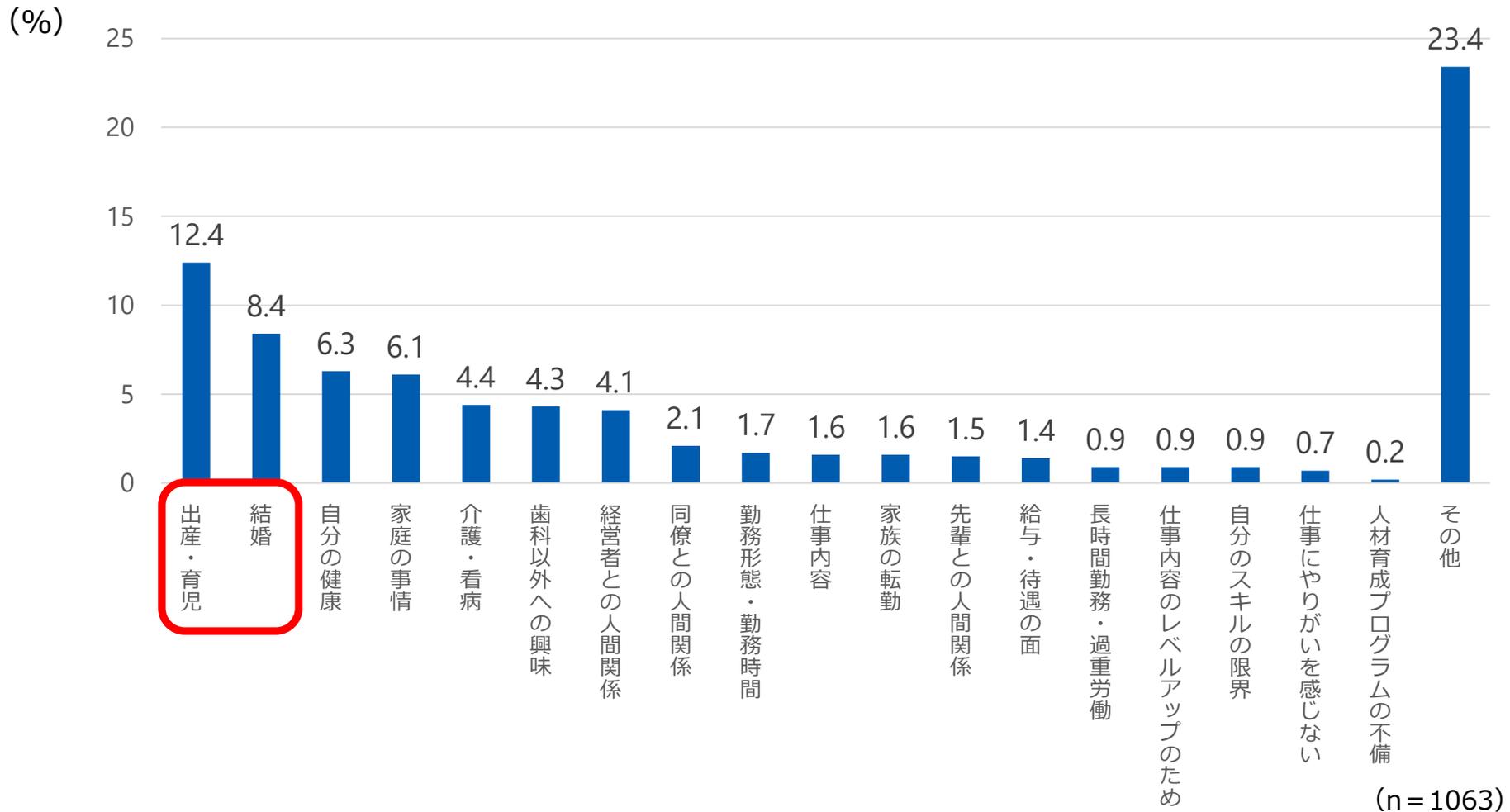
# 再就職する際の障害の内容（複数回答）

○ 「勤務時間」、「自分のスキル」が障害となっていることが多い。



# 退職した主な理由

○ 退職した理由は「出産・育児」（12.4%）、「結婚」（8.4%）が多かった。



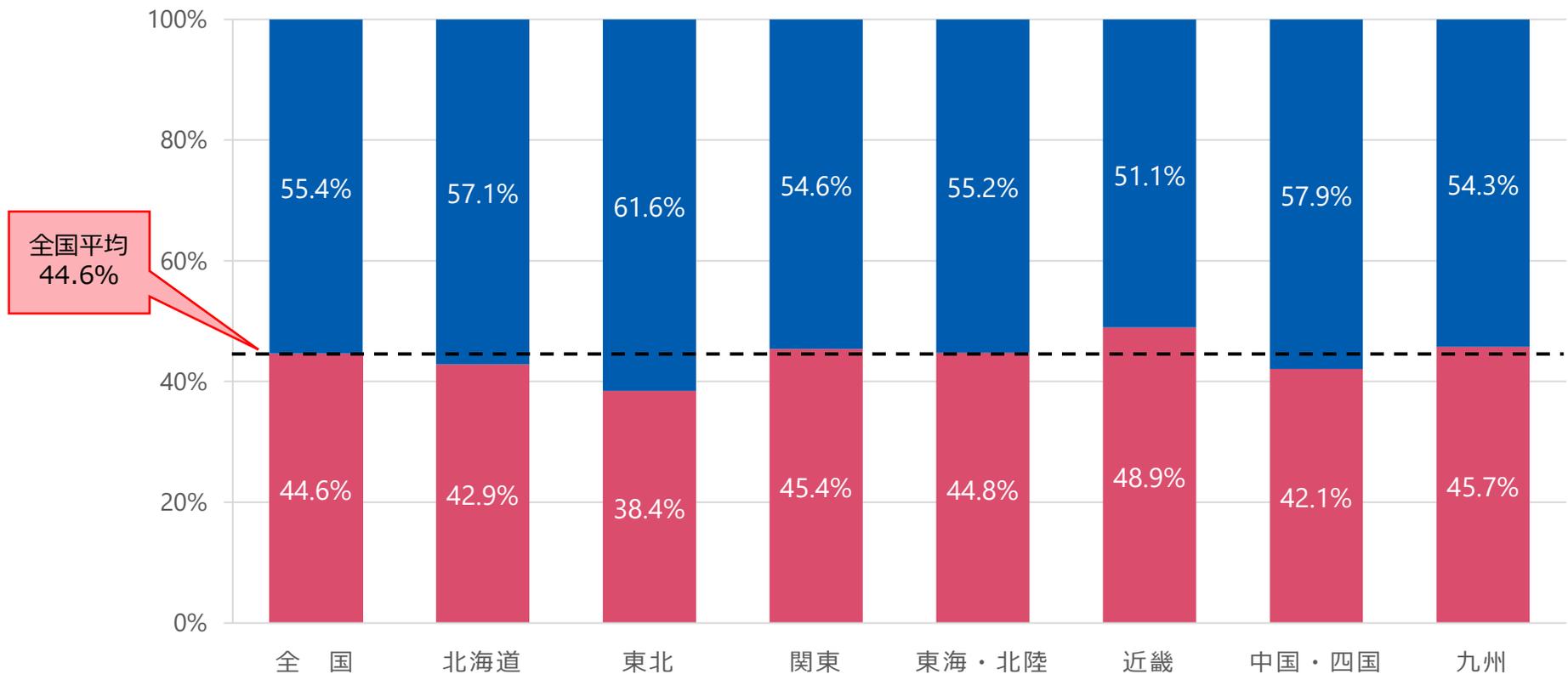
# 歯科衛生士の求人（求人区分）について

○ 求人区分では、パートタイムが約40%。

■ フルタイムの割合

■ パートの割合

## パートタイムの割合



全国平均  
44.6%

出典：ハローワークインターネットサービスより作成

# 歯科衛生士の給与について

- 初任給を見ると、歯科衛生士の給与水準は低いとは言えない。

経験年数0年の初任給は233.7千円であった。

(参考) 女性の初任給

大学卒 : 206.9千円

高専・短大卒 : 183.4千円

高校卒 : 164.6千円